

提言

# 公正・公平で強靱かつ持続可能な貿易投資環境を求める

## ——自由で開かれた国際経済秩序の再構築に関する提言



早川 茂

はやかわ しげる  
審議員会副議長  
通商政策委員長  
トヨタ自動車副会長



吉田憲一郎

よしだ けんいちろう  
副会長  
通商政策委員長  
ソニーグループ会長



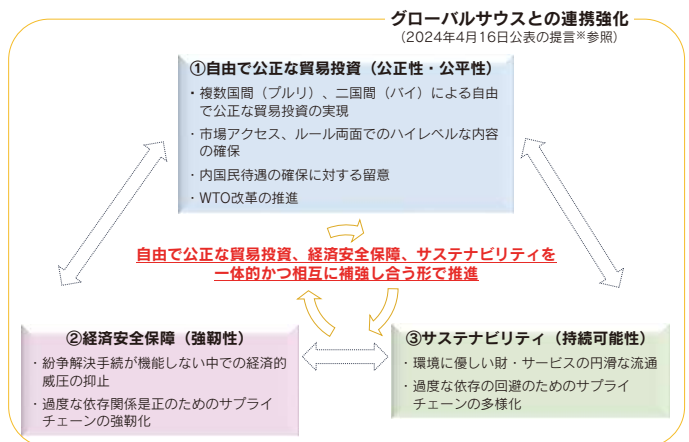
兵頭誠之

ひょうどう まさゆき  
副会長  
通商政策委員長  
住友商事会長

### 具体的施策

そのための具体的な施策として、第1に、自由で公正な貿易投資の維持・強化については、世界貿易機関(WTO)が必ずしも機能していない実情を踏まえ、経済連携協定(EPA)・自由貿易協定(FTA)にかかわる取り組みを加速させるべきである。まず、2024年に本格化する環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)の一般

図表 自由で開かれた国際経済秩序の再構築の基本的方向性



※<https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/032.html>

資料：経団連事務局作成

見直しにあわせて、加入エコノミーを拡大すべきである。具体的には、日本同様にハイレベルなEPA・FTAを実現している韓国のほか、中長期的観点から、自由で開かれたインド太平洋(FOIP)の要衝となるインドの加入を期待する。中国との関係では、地域的な包括的経済連携(RCEP)協定の着実な履行ならびにさらなる自由化とルール整備、日中韓FTA交渉の加速が求められる。グローバルサウスに関しては、メルコスールやGCCなどのEPA・FTA締結をすべきである。とりわけ、ブラジルがG20議長を務める2024年、日本メルコスールEPAに道筋をつけることができるか否かは、今後のわが国とグローバルサウスとの連携の試金石である。

第2に、経済安全保障については、CPTPPの中で、加入国が輸入制限を受けた場合、域内に代替輸出市場を創出するなど、経済的威圧への対応に関する規定を設けることは有効である。また、こうした影響緩和措置とあわせて、いずれかのCPTPP加入国が第三国・地域による経済的威圧の対象となった場合、連携・共同して対抗措置を発動できる体制を検討する必要がある。

第3に、サステナビリティについては、貿易投資が地球規模での炭素化に貢献するよ

世界は自由貿易の恩恵を受けてきた。実際、過去20年余りで、世界貿易額は約4倍に拡大する中、極度の貧困状態にある人口の割合は1990年比で75%減少した。しかし、近年、各国間の経済格差はむしろ拡大しており、世界経済は「統合」から「分散」に転じている。また、反グローバル化の台頭により、貿易投資の自由化に向けた足取りは鈍くなっており、さらには、米中の競争・対立、ロシアによるウクライナ侵略、中東情勢の緊迫化等が、世界の「分断」に拍車をかけている。

加えて、安全保障の裾野が経済分野にまで広がっている現状にあつて、経済安全保障の重要性がますます高まっており、特定国・地域への過度の依存を避ける必要がある。また、脱炭素等のサステナビリティの重要性が高まり、気候変動対策が自由で公正な貿易投資との緊張関係を生まないような対応が求められる。

このような貿易投資をめぐる昨今の環境変化を踏まえれば、営々と築かれてきた自由で開かれた国際経済秩序を再構築すべき時が来ている。これまで、経団連として「再構築」を主張する際、自由な貿易投資の維持・強化の必要性を強調してきたが、厳しい国際情勢のもと、自由化の一層の推進を唱えるだけで

は今や不十分であると言わざるを得ない。そこで、経団連は2024年6月18日、「公正・公平で強靱かつ持続可能な貿易投資環境を求める——自由で開かれた国際経済秩序の再構築に関する提言」を公表した。既存の秩序が大きく揺らいでいる現実を踏まえた再構築の基本的な方向性と、現時点で考え得る具体的な施策を提示することによって、「再構築」をめぐる議論を国内外で喚起しようとするものである。本稿では、その内容についてご紹介したい。

**再構築の基本的方向性**

自由で開かれた国際経済秩序の再構築に向けては、第1に、自由で公正な貿易投資を維持・強化し、これ以上の「分断」に歯止めをかけるとともに、公平な競争条件を確保すること(公正性・公平性)、第2に、重要性が増している経済安全保障の要素を秩序の中に取り込み、自由で公正な貿易投資環境を強靱なものとする(強靱性)、第3に、サステナビリティの確保と自由で公正な貿易投資の拡大を一体的に実現すること(持続可能性)が求められる。そして、これらを一体的かつ相互に補強し合う形で推進すべきである(図表)。

う、環境物品協定(EGA)交渉の再開を通じて環境物品の貿易を促進すべきである。また、世界中で炭素価格制度が70以上も乱立する中、炭素国境調整措置(CBAM)が不必要な貿易制限として作用しないよう、公正な炭素国境調整のあり方に関する国際合意の形成に向けて努力すべきである。

最後に、WTO改革については、ルール履行の「最後のとりで」である紛争解決機能の回復のほか、電子商取引協定に関する議論の収斂、これに関連して、情報技術協定(ITA)の加盟国拡大、物品リスト更新等を期待する。WTOの機能不全は出口が見えない状況ではあるが、日本の経済界として、164カ国・地域で構成されるWTOの多国間枠組みの必要性を重ねて訴えていくことが重要である。

経団連は、本提言に基づく議論の内容を、2040年をめどとした日本の経済社会ビジョンである「Future Design 2040」(仮称)の策定につなげていくとともに、各地域委員会とも連携しながら提言の実現を働きかけていく。

(注)<https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/047.html>

